

電力・ガス・食料品等価格高騰

重点支援追加給付金（7万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です！

- この給付金（**1世帯あたり7万円**）は、令和5年12月1日時点において、高森町に住民登録があり、**①世帯全員の令和5年度住民税均等割が非課税である世帯**や、**令和5年1月から12月までに②家計急変のあった世帯**を支援する給付金です。
- なお、**住民税が課税されている人の扶養親族等のみからなる世帯**については**支給対象外**となります。（県外在住の親族等に扶養されてる場合も同様です。）

給付金の支給額

1世帯あたり**7万円**

支給のお知らせが届いた世帯

対象世帯は、令和3年度及び令和4年度住民税非課税世帯等臨時特別給付金（10万円）、または、令和4年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（5万円）、令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（3万円）（以下「令和3年度・令和4年度給付金」という。）を受給済みであり、世帯員の構成に変更が無い世帯となります。通知は、令和5年1月上旬以降に届きます。

「令和3年度・令和4年度給付金」を受給された口座に本給付金を振込みますので

手続きは不要です。

※但し、次の場合は通知文に記載した期限までに届け出が必要です。

- ① 振込先の変更を希望される場合
- ② 本給付金の支給を辞退される場合

確認書・申請書が届いた世帯

- (1) **手続きが必要**です。
- (2) 確認書または申請書の内容を確認し、必要事項を記入して、添付書類とともにご提出ください。
- (3) 返送期限は、**令和6年3月31日（日）必着**となります。
- (4) 期限までに、**確認書等の提出がなかった場合は、本給付金の受給を辞退したものとみなします。**

「令和3年度・令和4年度給付金」を受給されていない世帯及び、令和5年1月2日以降に本町に転入された人及び未申告の人がいる世帯（1月未通知）

② 令和5年1月以降の収入が減少し、世帯全員が「**住民税非課税相当**」の収入となった世帯（**家計急変世帯**）

申請が必要！

期間:令和6年1月～令和6年3月31日（日）

・申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに、住民福祉課へ持参又は郵送で提出してください。
※申請書は、高森町役場及び野尻・草部出張所窓口で受け取ることができます。
また、町ホームページからダウンロードできます。

〈お問い合わせ先〉

高森町役場 住民福祉課福祉係

☎：0967-62-2911(直通)

受付時間 平日8：30～17：15※土日祝除く

※住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の「**振り込め詐欺**」や「**個人情報**の搾取」にご注意ください！

